

平成27年度第2回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成27年5月25日（月）13時30分～15時30分

2 場 所

流山市役所 第二庁舎303会議室

3 委嘱式

学校教育関係者1名委嘱・委嘱状交付

4 議 事

1 建て替え後の市民総合体育館の利用料金について

・意見集約について

・答申（案）について

2 その他

5 出席委員

小林会長 佐々木副会長 田根委員 伊藤委員 千田委員

安田委員 辻野委員 神田委員 後藤委員 井田委員

6 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長

玉田公民館長 松本生涯学習課長補佐 成島生涯学習課長補佐

遠藤体育施設整備室長 斎藤体育施設整備室主任技師

西谷体育施設整備室主事 椎名生涯学習課係長 國崎臨時職員（記録）

7 傍聴者 なし

8 会議録

13時30分開会

【学校教育関係者委嘱式】

- ・ 委嘱状交付 流山市立南部中学校校長 伊藤 明 委員
- ・ 委嘱期間：平成27年5月13日から平成29年1月24日
(伊藤委員は公務により第1回審議会欠席のため本日委嘱状をお渡しした。)

(事務局)

【配布資料の確認】

- ・ 次第
- ・ 建て替え後の市民総合体育館の利用料について（諮問及び答申案）
- ・ 会長資料（A4）
- ・ 第1回審議会での意見、提案等のまとめ資料（A3）

(小林会長)

それでは議事に入ります。まずA4一枚の資料をご覧ください。今までの検討内容についてレビューしてみようと思ひまして用意いたしました。

新しい体育館は市の方針として指定管理者に委託して運営していくこと、また管理運営につままして、特に管理につまましては、設備・施設の全寿命期間を通じて、健全・稼働可能は状態に保全してくださいということで、これは基本的な要項になります。

運営につまましては、市民が利用できる日が約300日、指定管理者が自主事業として運営できる日が約45日、開館時間は1日13時間ということで運営してくださいということです。

その次は私が加えたことなのですが、この施設を運営するにあたっては、安全に、清潔に、空調を含めた快適な利用環境を維持していただきたいということです。

また市民が利用するにあたっては、公平で利便性の高い市民利用のためのサービスの提供をお願いしたいということです。

こういったことが指定管理者には要求されることだと思います。

では指定管理者がこれらを管理する時の収支はどうなるかという
うと、まず市から受け取る指定管理料、利用者が利用に応じて払う
利用料、自主事業により捻出したもの、これらの合計から管理運営
費を減じたものが収支となりますので、これが大変な赤字となると
指定管理そのものが成り立たないということです。

管理運営費の中には、市民の利用のためのソフト的な費用、清掃
等があったり市民が使いやすいプログラムの開発といったことも
入るかもしれません。一方、施設を健全に保守維持していくための
ハード的な費用が管理運営費になっており、それがいくらくらいに
なるかという市での予想では、一年あたり約1億円プラスアルファ
かなということになっております。

もう一方で、管理運営費の50%程度は受益者負担でやっていき
たいということがありまして、そうするとどのくらいで見積もらな
くてはいけないかということになります。すると時間当たり、平米
あたりの利用料金をどのくらいにしたらよいかということで、時間
平米当たりの料金と利用者には有料で貸し出す全面積と全利用時間
を掛けあわせたものが5,000万円、つまり管理運営費1億円の
50%くらいになるような利用料金が設定されれば良いのではない
かということになります。

ということでこういった計算をしてみますと、時間平米当たりの
利用料金は3円くらいになります。この3円をベースにして利用施
設の利用面積を掛けたものがその施設の受益者負担の利用料金と
なるというわけです。これが今までのレビューになります。

では裏面を見てください。

次に考慮すべき問題点としてはどんなことがあるのかというこ
とです。

まず、設定された利用料金が、市民、ここを使いたいという人あ
るいは使わないという人を含めて、市民一般が共感できるようなレ
ベルの設定になっているかどうか。

次に具体的にこの施設を利用する市民が払える金額、払ってもよ
いという金額になっているかどうか。

そして3番目として、指定管理者が事業継続に意欲を持てるような利用料金の設定になっているかどうか。

以上のことを考えなくてはならないのではないかと思います。

これらを考えたところ先ほどの3円が出てきたのですけれども、これを設定するにあたって無理な設定をしているのではないかということについては要注意となります。無理やり3円としているとすれば問題になります。また、実現可能であるにしてもそのために努力しなければいけない項目を付記しなくてはならないのではないのでしょうか。またそれを行うためにリスクになるような要因に目をつむっていてリスク回避の手段を考えていないということも問題です。ですからこういったことを考えて費用の設定をしていただきたいということが必要だと考えます。

管理運営費は人件費や光熱水費などがあってほしい1億円プラスアルファという額が出てきたわけです。3円となった計算式については100%利用ということがベースとなっています。

以上のことがありまして、前回の審議会で皆さんからどんな意見があったのかということをもとめたのがA3のまとめの資料になります。伊藤委員と後藤委員が前回欠席でしたので、この前回のまとめについて事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

市長、教育長から建て替え後の市民総合体育館の利用料金設定についての諮問がありました。このことについて前回ご審議いただきましてご意見、ご質問等をいただきましたので、そのことについてまとめたものがA3の資料になります。

(以下資料に沿って説明)

(小林会長)

ありがとうございます。

こういったことがベースとなって、本日の答申案ができているわ

けですけれども、もう少し何か意見、ご不明な点等、また私が提案しました課題等についてもがありましたら出していただきたいと思います。

何かございませんか。

(佐々木副会長)

「新体育館に保育施設もつけるということだったが、それについては人数は含まれていないのですか」という質問の人数というのは保育施設に施設の人がつくということなのかという意味で、回答としては施設の人はずに利用者の側で子どもたちを見るということによろしいのですね。

(事務局)

はい、そうです。常駐スタッフは4名ということで、その中には保育室の人数はあてておりませんので、利用者の側でお願いするということです。

(伊藤委員)

今までの体育館も十分使わせていただけてきましたので、新体育館に対する期待は大きいです。利用者が使いたくなる広報ということで、利用料金についても3円×平米×時間というのではわかりにくいと思います。体育館は例えばバレーボール1面2時間だといくらとしたほうがわかりやすいと思います。そういった広報が大事だと思いました。

(小林会長)

今のご意見につきましては、施設別に利用料金を出してパブリックコメントを実施いたしました。

(事務局)

まさしく利用形態に応じて、バレーボール1面を使った場合、現行の体育館と新体育館ではといった形でわかりやすく説明すると

ということで、そういったところで市民の理解をいただくように広報をしていきます。

(小林会長)

一部、バドミントン団体から少し高いといったコメントがありましたが、強いネガティブな意見はありませんでしたので、パブリックコメントでは受け入れられたかなと思います。

(後藤委員)

盛り込みたいことの中で、小さいお子様から高齢者の方までが利用できる体育館ということをしてPRしていくというのはとても大切だと思います。特に高齢者に向けてということが非常に大事です。1964年の東京オリンピックの遺産は少年団であったと言われており、2020年の東京オリンピックでは高齢者をどうやってスポーツにいざなうかということが課題であると言われておりますので、高齢者がスポーツに親しめるように誘っていけるような働きかけが必要だと思います。

(佐々木副会長)

開館時間についてですが、一律開館ではなくても部分開館でもよいのではないかという意見に対して事務局はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

新体育館だけにいえることではなくて他の施設にも言えることですが、使用している部分以外のところについては閉鎖して電気も消して、事務所に最低人数が控えるという形ですが、フル開館状態でスタッフを常駐させるという形ではないということで、それは利用者の安全確保等をにらみながら必要最小限の体制ということで運営の中で整理していくということです。

(小林会長)

このことについては技術的には可能なのでしょうか。

(事務局)

はい、空調設備については可能だと思います。建物は3階構造になっておりまして、3階は弓道場、2階は武道場となっておりますので、利用状況、予約状況をみて対応できるのではないかと考えます。

(辻野委員)

市民と書かれているのは、こういった定義として使われていますか。

(事務局)

ここでいうところの市民とは利用者ではなくて、すべての市民という考え方で書いております。

(安田委員)

実際の運営の面になってしまいますが、部分開館だとか利用料金等のきめ細かい対応については指定管理者が考えるのでしょうか。料金については、例えば早朝割引料金や平日夜間料金、土日は少々割高になりますといったことですが、そのあたりについては指定管理者が決めることでしょうか。

(事務局)

私どもが今提案させていただいている利用料金は上限ということで提案させていただいております。したがってこの料金を超えてはならないということで、細かい料金の関係につきましては指定管理者の裁量権の中でやってもらうことになります。

(安田委員)

きめ細かい対応をして利用率をあげていくということが必要なのではないかと思いました。

(事務局)

それは利用者の目線にたって利用しやすい環境づくりということがあります。

(神田委員)

これ以上は良いかなと思います。

(千田委員)

近隣施設について、例えば東金アリーナの料金体系を見ますと、市内の人と市外の人とを分けており市外の方はかなり割増料金になっています。その辺については、「市民」は一般市民ということで「流山市内在住」ということではないのでしょうか。

(事務局)

利用料金については市民と市外という区分けがございます。市全体で市外の方は2割増しという原則があります。これについては現体育館でも新体育館でも変わりません。

(千田委員)

東金アリーナは規模的にも流山の新体育館と似ておりますので料金体系も参考になるかと思えます。会議室もありますが、流山市の小会議室が50円というのは破格の料金だと思いますので、その辺は考えても良いのではないのでしょうか。この料金については別途お考えになるということでしたか。

(事務局)

1時間あたり50円という料金ですが、会議室につきましては市内の他の公共施設の利用料金と合わせております。それから50円を超える場合は50円ごとに端数を切り捨て50円未満の場合は金額を50円にするという規定があります。

(千田委員)

もう一点ですが、トレーニングジムについてですが、機器やインストラクターについては指定管理者に任せるということでよろしいですか。場所だけを業者に貸すということでしょうか。

(事務局)

トレーニングジムについては指定管理業務で行ってまいりますので、指定管理者が第三者に貸すということではありません。市が指定管理料を提示しますので、その中で指定管理者が機器の選定、導入を行い、リースも可とします。導入にあたっては、新体育館は多くの方に利用していただくということを前提としておりますので、高齢者やスポーツ競技者、一般の方々といった方々に対応できるような機器の導入を検討していただきたいというようなことで募集をかけていきます。

(千田委員)

トレーニング機器について、近隣でうまくいかなかった事例もあり、最初は良くてだんだん機器も古くなってということが懸案事項だったと思いますので、適切かどうかはわかりませんが、場所だけ貸すので業者さんやってくださいと、民間のフィットネスクラブに比べたら格安の利用料金にしてもらって、場所の賃貸料を市の方に返してもらおうというような形にしたらフィットネスにかかる人件費がかからないわけです。こういったシステムにはできないのでしょうか。こうすれば機器の更新等の維持管理に関する市の支出がなくなるかと思うのですが、できないのでしょうか。

(小林会長)

それについてはそのようになっています。契約で施設の維持管理は業者がやるということになっています。利益がたくさんであれば、ひよっとしたら市が払う指定管理料を少し安くできるかもしれませんね。

(千田委員)

あまり営利目的になっても困るのですけれども、一般市民にとって格安の値段で利用できるとなれば、こういう施設の中にトレーニングジムがあるという意味もあるのかなと思います。

(小林会長)

公共施設の中にある設備ですので良識ある運営をしていただきたいということになるかと思います。

(事務局)

トレーニングジムの利用形態についてですが、民間との競合という部分も考えられますが、利用形態が異なるということです。会員制という形が一般的であります。新体育館内のトレーニングジムについては会員ということにとられるのではなく、ふらっときて割安な料金で利用できる環境を整えるという形で考えております。

(田根委員)

やはりトレーニングジムについては少し心配があります。

(井田委員)

利用料については今までのお話で妥当というか良いのかなと思います。

やはりこの体育館は利用されない方にとっても市の財産であると思っていただけないかと思っております。そのためにはただ造ってこれでということだけではだめだと思っておりますので、こういうことをやりますという計画をたてて実行したという意見を集約して次に活かしていくというようなサイクルを作って続けていかななくてはならないと思っております。そして私たちがそういったところに気をつけていかななくてはならないと思っておりますし盛り込みたいと思っております。皆さんに財産だと思ってもらうためには、スポーツだけではなくて、文化的なこと、防災に関することもよりアピールしていけたらと思っております。

(小林会長)

例えば年に1回くらいは防災訓練をするといったことでしょうか。

(井田委員)

そうですね。防災の拠点として、避難場所とすることは公共施設としては当然のことですので、それよりももう少し進んだところのことです。

(辻野委員)

駐車場についてですが、駐車場料金は当面無料とありますが、これはどの程度ということですか。

(事務局)

現在の駐車場の利用形態は運動公園と一体となっておりますので、公園利用者と体育館利用者が無料で利用しております。前回の会議でも申し上げましたが、あのエリアについては区画整理が進んでおりますので、区画整理が終わった段階で、公園と体育館利用者の駐車場についておそらくは有料という形になっていくかと思いますが、その段階で検討するということです。今の段階では区画整理が終わっておりませんので、現状のまま無料ということですが、何年後からかということ、具体的には言えない状態ですので当面という形になりました。

(小林会長)

他にはいかがでしょうか。

では、会議で意見はかなり出尽くしたと思いますので諮問の文面を読んでいただいて確認した後、答申案をまとめていく議論に移りたいと思います。

(事務局)

(諮問書読み上げ)

(小林会長)

下から 3 行目のところにある受益者負担率が「 5 0 % として」という点について可能かどうか結論を出す際の議論のポイントになるかと思えます。

それでは今までの議論を踏まえてどんな答申案になっているか、案について説明をお願いします。

(事務局)

こちらの A 4 の資料になりますが、小林審議会会長から井崎市長への答申案ということです。まずかがみ文ですが、「建て替え後の市民総合体育館の利用料金について (答申) 平成 2 7 年 5 月 1 3 日付け流教生第 1 2 6 号にて諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します」となります。もう一枚めくっていただきますと、ここからが答申案の内容となります。1 ページ、2 ページ、3 ページの構成となっており、答申案は 3 本柱から成り立っております。

1. 健全に長期的に運営できるよう、新体育館の管理運営コストの公費負担と受益者負担の割合 5 0 : 5 0 を目標とする利用料の設定
2. 利用料の定期的な検証についての提言
3. 魅力あるソフト事業の実施による施設運営

(答申案読み上げ)

こちらの答申案は会長、副会長からご指導をいただきましてたたき台としてまとめたものです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(小林会長)

では答申案についてどんどんご意見をいただきたいと思います。
直すべきところはどんどん直していきましょう。

いかがでしょうか。

(佐々木副会長)

形の上のことで申し訳ありませんが、1 ページ目に「公費負担と受益者負担」という表現と「公費と受益者負担」という表現がありますが「公費」を「公費負担」とすべきかどうかという点と利用料金についてなので受益者負担を先に出した方がよいのではないかとということです。

(事務局)

統一したいと思います。

(佐々木副会長)

また、3 ページの最後の説明に関するところですが項目で終わって尻切れトンボになっているので、3 行目の「下記の例をもとに～」の部分を下にもってきて「上記の例をもとに～」としてまとめた方がよいのではないかと思いました。

(事務局)

わかりました。

(小林会長)

3 ページにある「下記の例をもとに～」というところですが、下記の例は参考ということでこの例に限らず、いろいろ工夫していただきたいというようにやわらかくしていただきたいのです。そうでないと、この3 つで終わりのような感じになってしまいますので、法律用語でたくさん例をあげて、これに限らず云々とありますけれど、そういった形にしていきたいと思います。

(佐々木副会長)

文化活動等も入るように調整していただきたいです。

(田根委員)

諮問の内容は利用料についてですが、それに対して回答が運営面についてのことが大きくなってきているように思うのです。

この利用料金で大丈夫ですよと、でも心配な面があるのでこういうことをやってはいかがですかというニュアンスだと思うのです。ですから、そういった言葉があると良いのかなと思いました。利用料金以外のところに踏み込んでいる部分が大きくなってきているように感じました。

(小林会長)

実際には数字でびしっと押し通せればよいのですが、50:50で押し通すには利用者の負担が大きくなるということがあります。ただそれはまったく達成不可能かというところではないだろうと、こういう工夫をすれば、逆にこういう工夫をしなければ達成できないのではないかということで、こういう考慮をしていただきたいということです。表現がそういったニュアンスになると良いですね。

(神田委員)

3ページの(1)市民の健康増進の拡充のところですが、「健康増進、転倒防止事業」とありますが、「転倒防止事業」ではなくて「介護予防事業」とすべきだと思います。昨今、筋トレということが叫ばれていて、何も転倒、骨折等を防ぐだけではなくて、全身の筋力を蓄えることによって高齢の方も健康を維持することができて、さらにうつ病を防げるというデータも出ていますので、そういった形にかえていただきたいと思います。

(伊藤委員)

答申のタイトルは「利用料について」ですね。利用料についての答申で3つに分かれています、1番のタイトルは長いと思います。わかりやすくしたほうが良いと思います。また、目標にするだとか、

語句にちょっと逃げがあるように感じます。それは十分説明されているのではないかと思います。

2番の定期的な検証については、これは大事だと思いますし、よくわかります。当然世の中は変わっていきますから利用料も変わることがあると思います。

3番は、この答申のタイトルからいくとなぜ3番なのという感じがします。「体育館にできる様々なことに対する提言」であればわかりませんが、という感じですか。今までいろいろなことがあって載せなくてはならないということであれば構いませんが、わざわざ理由を言っているみたいな感じを受けます。

(小林会長)

1番のタイトルを短くするということはその通りだと思いますので短くしましょう。

(辻野委員)

3番についてですが、これはできるだけ利用料収入を確保するためにこういうことを考えてほしいということですので、内容としては残して良いと思います。

(小林会長)

利用料収入を確保するためにというタイトルで展開してはいかがでしょうか。

(辻野委員)

細かなところで恐縮ですが、諮問の要望では「近郊類似施設の料金を参考に」となっておりますが、答申案では「他自治体の料金水準を考えて」となっているのですが、その辺はいかがですか。

(小林会長)

そこは整合をとっても良いですね。

(事務局)

はい。

(千田委員)

答申の大きな柱としては、受益者負担と公費負担の比率を50 : 50とすることを認めますということが一つですね。もう一つはこの料金は定期的に見直ししてくださいということですね。そして3つ目が魅力ある体育館となるために普段から努力をしてくださいということですね。以上の3つが大きな柱だということですね。

それならば、その辺をわかりやすく文言を整えていただければ良いのかなと思います。

(小林会長)

今まとめていただいたことがまさに3本柱です。

他にどうでしょうか。

今いろいろとご意見をいただきましたが、事務局で文言の調整をしていただきたいと思います。

(事務局)

皆様のご意見をもとに修正させていただきたいと思います。予定では5月29日に正副会長から市長に答申をしていただきまして、その後教育委員会議に上程いたしまして、6月定例議会に議案としていただくとということになっております。

よろしく申し上げます。

(小林会長)

体育館そのものにつきましては、市の方で、私たちの答申を踏まえて指定管理者を選定されると思います。

(伊藤委員公務のため退席)

では、次にうつります。その他ということで何かありますか。

(事務局)

(配布資料の説明)

- ・戦後70年を迎え、流山での戦争体験を聞いたものをまとめたもの。図書館、公民館で閲覧可。小中学校図書室にも配布。
- ・県の社会教育連絡協議会事務所から送付されたもの。

(小林会長)

他になれば本日は終了といたします。

次回はちょっと間があくようになりますね。

(事務局)

はい、通常ですと、5月、7月に審議会を開催しておりましたが、今年度は5月に2回という異例のスタートでした。ご協力いただきありがとうございました。あくまでも予定となりますが、次回は秋開催の予定です。

(小林会長)

それでは本日はありがとうございました。

(14時52分 閉会)